

国民健康保険に加入している皆さんへ

国民健康保険限度額適用認定証

・標準負担額減額認定証の更新

現在の「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。8月以降も引き続きご使用の場合は更新手続きが必要です。更新受付は7月24日(月)からです。

※「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」の発行には、世帯主の方と国民健康保険に加入している方全員の所得の申告が必要です。申告がお済みでない場合、正しい区分での発行ができない場合があります。

手続きに必要なもの

- ①国民健康保険被保険者証 ②旧認定証 ③印鑑
 - ④高齢受給者証(70歳～75歳未満の方)
 - ⑤世帯主および対象者のマイナンバーカードまたは個人番号通知カード(※)
 - ⑥委任状(住民票同一世帯の親族以外の方が手続きする場合)
- ※通知カードの場合、顔写真付き公的身分証明書も必要です

国民健康保険高齢受給者証の更新

現在の高齢受給者証の有効期限は7月31日です。新しい受給者証は7月末までに送付しますので、8月1日からお使いください。

また、一部負担金(窓口でのお支払金額)の割合が前年の所得などにより変更になる場合もありますので、ご確認ください。

※社会保険などに加入の方は、各事業所または各保険者に問い合わせください。

一部負担額等免除証明書

現在の免除証明書の有効期限は7月31日です。8月1日から平成30年3月31日まで有効となる免除証明書は、要件を満たしている方へ7月末までに送付します。

☎ 保険年金課給付年金係 ☎ 355-6503

後期高齢者医療保険に加入している皆さんへ

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、被保険者の皆さんに均等に負担していただく「均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して個人ごとに決まります。その均等割と所得割の額・率(保険料)は各都道府県の後期高齢者医療広域連合で2年ごとに設定されます。

平成29年度の保険料

| | |
|------|--------------------------------|
| 均等割額 | 42,480円 |
| 所得割額 | 住民税基礎控除(33万円)後の総所得額に8.54%を乗じた額 |

※保険料限度額は一人当たり年額57万円です。

※所得の少ない方や後期高齢者医療保険に加入する前日に被用者保険(社会保険・共済組合・健保組合)の被扶養者であった方は、軽減措置が受けられます。平成29年度の保険料額は平成28年中の所得に基づいて計算し、7月末までに通知しますのでご確認ください。

※保険料の納付は、「口座振替」が便利で安全です。最寄りの金融機関で手続きしてください。

短期被保険者証

特別な理由がなく保険料を滞納したままの方は、通常の被保険者証より有効期間の短いものが交付されます。交付の際には納付方法の相談を行います。保険料は期間内に納めましょう。

後期高齢者医療制度被保険者証

現在の被保険者証(ミドリ色)の有効期限は7月31日です。新しい被保険者証(オレンジ色)は7月末までに送付しますので、8月1日からお使いください。有効期限切れのもの(ミドリ色)は8月1日以降に返却してください(郵送可)。

※都合により住民登録を変更せずに転居されている方は、届かない場合があります。保険年金課医療係まで送付先の住所をお知らせください。

限度額適用・標準負担額減額認定証

現在の「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。8月1日以降も引き続き要件(住民税非課税世帯)を満たしている方には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。

※同じ医療機関でひと月の窓口支払いが一定の金額でとどめられ、入院・外来の診療とも適用になります。認定証をお持ちでない方で、要件(住民税非課税世帯)を満たしている方が交付を受けるには申請が必要です。

申請に必要なもの

- ①後期高齢者被保険者証 ②印鑑
 - ③マイナンバーカード又は個人番号通知カード(※)
- ※通知カードの場合、顔写真付き公的身分証明書も必要です。

☎ 保険年金課医療係 ☎ 355-6519
宮城県後期高齢者医療広域連合 ☎ 266-1021